

自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市

〜あふれる笑顔と未来あしたのために〜



第2次

三好市総合計画 後期基本計画



概要版

1. 総合計画について

本市では、市を取り巻く社会情勢や環境からくる課題や市民のまちづくりへの思いなどを反映して、官民連携・市民参画を基本としたまちづくりを進めるための市政の基本施策を明らかにし、計画的な行財政運営を推進することを目的として、2018(平成30)年8月に「第2次三好市総合計画」を策定しました。

基本構想では、第1次総合計画で定めた基本理念である、「自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市」を踏襲し、その実現に向けて、計画期間を2018(平成30)年度から2022(令和4)年度とする前期基本計画を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

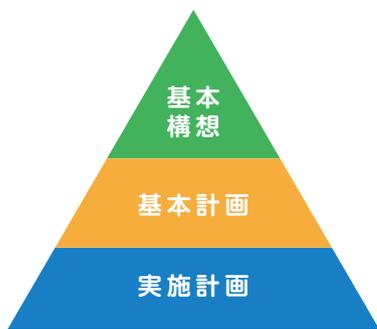
2. 後期基本計画について

後期基本計画は、基本構想に掲げる基本理念の実現に向け、前期基本計画の進捗状況や新たな課題などを把握するとともに、その具体的な方向性を示すための基本指針として策定するものです。

3. 総合計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。



基本構想

基本理念や将来像、基本施策などを示すもので、期間を10年間とします。

基本計画

基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示すもので、期間を5年とし、必要に応じて見直します。

実施計画

基本計画で定めた施策を推進するための事業の内容や財源などを示すもので、3年ごとのローリングにより、毎年度見直します。

(2) 計画の期間

後期基本計画の期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とします。

年度	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)
基本構想	基本構想 (10年)									
基本計画	前期基本計画 (5年)					後期基本計画 (5年)				
実施計画	3年ごとのローリングにより毎年度の見直しを行う									

4. めざすまちの姿

(1) まちづくりの基本理念

「本市の特性」、「本市を取り巻く社会情勢と環境」、「市民のまちづくりへの思い」から、本市における様々な特色を踏まえ、次のまちづくりの基本理念を本計画全体に浸透させ、長期的な展望に立ったまちづくりを進めていきます。



自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市

～あふれる笑顔と未来のために～

自然が生き活き (人に誇れる故郷づくり)

本市が有する豊かな自然、多くの歴史文化遺産、恵まれた観光資源などを新しい発想で見直し、新たな創造のもと「自然と人が生き活き」と暮らしていけるまちづくりを目指します。

人が輝く (活力ある故郷づくり)

住民と行政が心をつなげた地域づくりを推進し、「自らの地域は自らの手で」を活動方針とし、住民一人ひとりが生き活きと輝く協働のまちづくりを目指します。

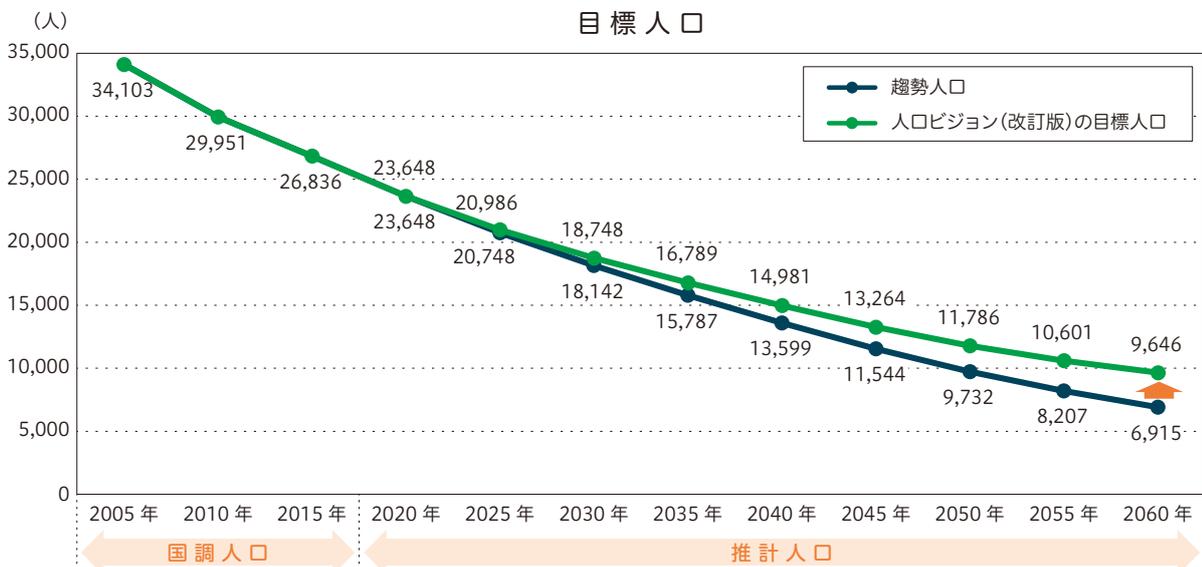
交流の郷 (第二の故郷づくり)

地方でのスローライフを楽しむ「自己実現型」の*ライフスタイルが求められている中、新たな定住と交流を育み、本市全体の活性化につながる交流の郷づくりを目指します。

(2) 人口の見通し

本計画の目標人口については、この「三好市人口ビジョン(改訂版)」における将来人口の見通しを踏まえ、設定するものとします。

本計画の目標年度である2027(令和9)年度においては、趨勢人口が2万人を下回ることが予測される中で、本計画を通じた総合的なまちづくりの推進により、目標人口2万人超を目指します。



※趨勢人口は、今後の人口減少抑制策が講じられない場合に予測される人口

(3) 重点目標

第2次総合計画においては、地方版総合戦略に関連した3つの重点目標を設定することで、「人口減少の抑制」と「人口減少社会に適合した持続可能なまちづくり」への対応に積極的に取り組んでいくこととします。



● 三好まるとブランド化

豊かな自然環境や景観、自然体で温かい人のきずなといった市自体の持つ地域イメージの活用・展開による、三好市総体のブランド化を図ります。本市の自然環境に適したスポーツの振興などを通して生活を楽しむ「健康長寿」なまちづくりに取り組んでいきます。

● 子どもを育てやすい環境づくり

結婚、妊娠・出産を支援する活動や子育て世代の移住・定住への支援を図るなどニーズに合った少子化対策を進めるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していきます。

● 雇用の確保

産業の振興や新事業の創出、起業支援などを一層進めることで、足腰の強い産業を育成するとともに、雇用の確保・安定を図り、これを受け皿として、移住促進施策を積極的に取り組むこととします。

5. 後期基本計画におけるSDGsの位置づけ

国は、2016(平成28)年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。本市も、持続可能で自立したまちづくりに向けて、後期基本計画の各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けて各施策に反映させ、総合計画とSDGsを一体的に推進していくこととしています。



6. 施策体系

後期基本計画施策体系



7. 後期基本計画



基本施策 1 定住と交流を育むまち

1-① 自然環境・景観の保全

美しく豊かな自然を可能な限り保全し、持続可能な形でそれらを活用することで後世に継承していくよう自然環境保護意識の高揚を図ります。

1-② 道路の整備

「三好市まるごと観光」のさらなる発展に向け、広域的なアクセス道路の整備を促進し、利便性や安全性を考慮した生活道路網の整備を進めていきます。

1-③ 公共交通網の整備

公共交通の体系的な整備のため、地域の住民の意見や要望を十分考慮し、利便性や快適性に配慮した適切な運行、旅客サービスの向上を図ります。

1-④ 良好な住環境の整備

人口減少の抑制、また、生涯活躍できるまちづくりを進めるために、居住環境の整備などを進めるとともに、住民のニーズに適合した住宅などの整備、公営住宅の計画的な維持管理に努めます。

1-⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備

水資源の確保や上水道施設の整備を行い、安心・安全な水道水を供給することで、水道事業の健全な運営に努めます。

※公共用水域の水質保全と快適な生活環境確保のため、生活排水処理施設の維持・整備を計画的に推進します。

1-⑥ 情報通信基盤の整備

市内全域での情報通信基盤の利用促進を行い、より効果的な環境整備を進めていきます。

基本施策 2 豊かで生き生き、安心・安全なまち

2-⑦ 地域医療体制の充実

地域住民の健康を守るため、県立三好病院を中心として、市立三野病院・診療所など医療機関が連携しながら、医療体制の充実・強化に取り組んでいきます。

2-⑧ 健康増進対策の推進

各世代に応じた健康診断の受診や食生活の改善、食育推進などに努め、「健幸づくり」の基本理念に基づき、健康寿命の延伸を図っていきます。

2-⑨ 地域福祉の充実

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、助け合いながら暮らす「地域共生社会」の実現を目指します。

2-⑩ 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康な生活を営むことができるよう、地域包括支援センターなどと連携し、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを促進します。

2-⑪ 障害者(児)福祉の充実

障害者(児)が住み慣れた地域や家庭で自立生活と社会参加を実現できるよう、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者(児)の人権が尊重されるまちづくりを進めます。

2-⑫ 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めていきます。

2-13 防災対策の充実

地域の実情に即した地域防災計画及び各種マニュアルの整備・充実を図り、地域ぐるみの防災意識の啓発・高揚に努めるとともに、防災無線機能の整備・拡充を図ることで、危機管理の行き届いたまちづくりを推進します。

2-14 防犯・交通安全対策の充実

地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪を未然に防ぐ環境整備を進めるとともに、子どもや高齢者などが安心してまちなかを歩行できる交通環境の整備を図っていきます。また、商品の購入・サービス利用に伴うトラブルの相談などについては、「みよし消費生活センター」において情報提供や問題の解決、消費者問題の解決に向けた広報や啓発を進めていきます。

2-15 循環型社会の形成

資源を有効に活用するとともに、5R運動の推進により、環境に負担の少ないまちづくりを推進するとともに、環境意識の高揚を図り、住民主体の環境保全活動を支援します。

2-16 自然エネルギーの活用

再生可能エネルギーの活用などに取り組むよう、自然エネルギーの調査・研究を、市民、行政、企業の連携・協働により進め、風土と環境に優しいまちを目指します。



基本施策 3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち

3-17 学校教育の充実

自ら学び、考え、行動する力、課題を主体的に解決できる力などを伸ばし育てる教育を推進するとともに、地域資源を活かした多様な学習・体験ができるよう教育環境の充実を図っていきます。

3-18 青少年の健全育成

将来の社会を担うための人格の形成、そして、若者が生きがいと潤いを感じ、郷土に定着できるような環境づくりと、心豊かな地域社会の構築を図ります。

3-19 生涯学習の充実

充実した質の高い生活を送るために、各年齢層に応じた活動機会を創出していくなど生涯学習活動を推進するとともに、多様な知識などを活かした新たな生涯学習活動の開発などを進めていきます。

3-20 文化の振興

ふるさとを想う郷土愛を育めるよう地域の歴史・伝統・文化などを保護・継承し、活用に努めるとともに、国内外からの誘客、地域の経済活性化や地域づくりにも貢献していきます。

3-21 スポーツ・レクリエーションの振興

市民の誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるような環境づくりや施設の充実にも努めるとともに、各種スポーツイベントの開催及び指導者の育成を図ります。

3-22 人権教育・男女共同参画社会の形成

すべての人権尊重のために、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指し、人権教育・啓発事業を推進していきます。また、多様な生き方を選択できるように、性別役割分業の改革を行い、男女が公平に共同参画できる社会を目指します。

3-23 農林業の振興

農業については、基盤整備とともに優良農地の保全を進め、生産奨励や特産品づくりなどの高付加価値化と農地の利用集積、遊休農地解消に取り組み、安定した農業経営の促進と後継者の育成を図ります。林業については、優良木材の育成、適切な森林整備、林道整備など、森林経営の健全化と森林資源の適正な維持管理、質的向上を図っていきます。

3-24 商工業の振興

商業については、円滑な事業承継をサポートすることにより市内事業所の廃業を抑制するとともに、ウィズコロナ時代への早期転換を促すための各種支援を行い、持続可能な産業の発展に努めます。工業については、企業立地が若者の定住を含め、人口の定着とまちの活力向上に重要であるため、企業の誘致に努めます。

3-25 雇用の充実

観光業・農林業・商工業と連携した雇用の場の確保に努め、本市への定住を促します。就労意欲の高い高齢者、障害者や女性など、それぞれの能力や状態に対応した就労機会の創出や環境整備を進めるとともに、市内児童生徒に対する出前授業等を実施することにより、将来の地元就職意識の醸成に努めます。

3-26 観光の振興

昨今の観光をめぐる環境の変化として、旅行者における「持続可能な観光／旅行」への意識の高まりが注目されていることを踏まえ、農林業やアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化の残るまちなみ歩きなどを活用し、変わらぬ秘境や、そこに暮らす人々との触れ合いを大切に、持続可能な観光地域づくりに取り組めます。

基本施策 4 住民参画を基本とした協働のまち

4-27 参画・協働の推進

市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いの連携のもと協働によるまちづくりを推進していくとともに、地域の担い手の確保と地域づくりへの人材育成などを推進していきます。

4-28 青年の社会参画の推進

地域コミュニティを再構築し地域を持続していくためにも、将来を担う青年の積極的な社会参画に向けて、商工会議所青年部や青年会議所などと連携を図り、ボランティアの体制を整えるなど環境づくりを促進します。

4-29 国際化社会の形成

姉妹都市交流の継続と拡充、民間レベルの多様な国際化社会の対応を支援できる体制の整備や人材育成を図ります。

4-30 行財政運営の推進

市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供に努め、戦略的な事業の立案や計画的な事業の振興・管理を進めていきます。また、本市のブランドコンセプトに沿って「業務改善」を通じた職員の「意識改革」に取り組むとともに、研修などによる資質向上をさらに進め、行政サービスの充実に努めます。

第2次三好市総合計画 概要版

2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

【発行】徳島県三好市 企画財政部地方創生推進課

【所在地】〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2

【電話】0883-72-7607